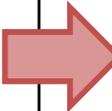


セルフメディケーション税制の見直し

別添2

少子高齢化社会の中で限りある医療資源を有効活用し、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション(自主服薬)に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。この観点から以下のとおりセルフメディケーション税制の見直しを行う。

現行制度		改正後
適用期間	平成29年1月1日から令和3年12月31日まで	適用期限を、令和4年1月1日から令和8年12月31日まで5年延長
適用の要件	一定の健康診査等又は予防接種を受けていること等、健康の保持増進及び疾病の予防への取組(※)を行っていることが要件	(同左)
税制対象医薬品	いわゆるスイッチOTC薬	対象をより効果的なものに重点化 <ul style="list-style-type: none"> • スイッチOTC薬から、<u>効果の薄いものを対象外とする</u> • <u>とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充</u> (注)上記の具体的な内容等は、専門的な知見も活用して決定
所得税控除	購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除	(同左)
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> • 取組(予防接種等)に関する書類は<u>確定申告書への添付が必要</u>(e-Taxの場合は手元保管) • 医薬品購入費は明細を添付 	<ul style="list-style-type: none"> • 取組に関する書類の確定申告書への添付は<u>不要とする</u>。 • 医薬品購入費は明細を添付(取組に関する事項を明細に記載)



(※)健康の保持増進及び疾病の予防への取組として以下の(1)~(5)が定められている。

- (1) 健康診査(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)
- (2) 予防接種
- (3) 定期健康診断(事業主健診)
- (4) 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- (5) がん検診

(注)改正後も、医療費控除との選択制とする。

(注) 本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて、制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。